

ビジネスと人権に関する国別行動計画についての意見募集 に対する意見書

2019年（平成31年）1月16日
日本弁護士連合会

当連合会は、2018年（平成30年）12月27日付けで外務省からなされたビジネスと人権に関する国別行動計画についての意見募集に対し、以下のとおり意見を述べる。

第1 優先分野・事項

ビジネスと人権に関する国別行動計画に盛り込むべき優先分野・事項は、当連合会が、2017年7月20日に公表した「ビジネスと人権に関する国別行動計画に含めるべき優先事項に関する意見書」に記載したとおりである。

本意見では、「国外における人権侵害の被害者を含めた、企業活動がもたらす人権侵害の被害者に対する司法的及び非司法的な救済へのアクセスの拡充」を、重要な優先分野として検討すべきであることを改めて強調する。

第2 意見の趣旨

今般公表された「ビジネスと人権に関するベースライнстディ報告書」（以下「本報告書」という。）では、当連合会の意見を踏まえ、第3章として、指導原則第三の柱である「救済へのアクセス」に関する独立した章を設けて、現状の法制度を整理した点は、評価できる。

しかしながら、本報告書は、他の章を含め、国内外における企業活動の人権への負の影響（人権リスク）を評価し、現在の法制度による手当の状況と実際の負の影響との間のギャップを特定する内容とはなっていない。国別行動計画の優先分野を特定する前提としては、人権リスクの評価とギャップの特定が不可欠である。

その上で、そのギャップを解消するための具体的施策を明記すべきである。

第3 意見の理由

日本の企業の活動により人権への負の影響を受ける被害者は、今日では日本人や日本国内だけではなく、サプライチェーンなどを通じて外国人や海外においても発生するリスクが存在する。しかしながら、本報告書において整理された日本

における法的及び非司法的な申立制度は、国内における被害者にとっても十分ではない部分があることに加え、とりわけ外国人や海外における被害者にとって、アクセスは困難なままであり、大きなギャップが存在する。

司法的救済について言えば、制度上は、国内の外国人や海外における被害者を含めて、裁判所を利用することができるのは可能ではあるものの、実際には、裁判手続を遂行するために必要となる費用や時間、言語の壁、法律扶助の利用可能性などの障害があり、容易に利用可能な救済手段とはなっていない。

国際的に認められた人権の非司法的救済のためにまず想定されるのは、国内人権機関であるが、日本にはいまだ存在しない。非司法的な救済へのアクセスの拡充のためには、政府から独立した実効的な権限を持つ国内人権機関の設置に向けた道筋が、国別行動計画には必要とされる。

また、既に存在する非司法的救済のメカニズムとして、O E C D多国籍行動指針17の下に設置されている日本連絡窓口（日本N C P）がある。しかし、N C Pはあっせんを行うことができるのみであり、これまでのところ有効な苦情処理メカニズムとしては機能していない。

国連のビジネスと人権に関する指導原則は、国家は、国際的人権諸機関へのアクセスを助けることで有益な役割を果たすことができるとし、条約機関の個人通報制度を取り上げているが、日本はいずれも導入していない。

その他にも、国際協力機構や国際協力銀行などの新興国・途上国の開発に関する政府機関の環境社会配慮ガイドラインの下での苦情処理申立てや、政府調達の調達基準の違反に関する苦情処理手続も存在するが、いずれも人権侵害の救済を目的とした制度ではなく、企業活動がもたらす人権侵害についての一貫した実効的な苦情処理メカニズムとしては機能していない。

以上のようなギャップに対処し、企業活動がもたらす人権侵害の被害者、とりわけ国外における人権侵害の被害者が、実効的な救済にアクセスできるようにするためには、以下のとおり、司法的及び非司法的なメカニズムのいずれにおいても、国別行動計画の中でそれらを拡充するための施策を優先分野として推進する必要がある。

推進すべき施策としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

- ・国家基盤型の司法的救済は、既存の民事司法制度や法律扶助制度の実効性を確保すべく、法的、実務的その他関連障壁を減らす方策等を検討する。
- ・非司法的救済は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」及び国別行動計画の実施・監督に必要な、パリ原則に基づく国内人権機関を設置する。同機関は、関係法令の人権基準への合致と、実効的な執行を監督し、国等の諸機関に

勧告・助言する。また、ビジネスに関連した人権侵害の被害者からの苦情申立てを受け付け、簡易迅速に関係者との調整や勧告等の救済を行う。

- ・各國際人権条約の個人通報を可能とする選択議定書の批准又は通報手続の受諾宣言をする。
- ・O E C D多国籍企業行動指針下の日本N C Pは、特に国外の人権侵害被害者のアクセスを容易とし、また実際の解決能力を備える弁護士等の専門職委員を配置する等の対策を探る。
- ・企業・業界団体の苦情処理メカニズム構築を国が支援し、業界特有のリスクのマティリアリティ（重要度）を特定して、有益な参考情報として個別の事業・各企業における苦情処理メカニズム構築につなげる。業界単位での効果的な苦情処理システムの設置と運営を支援すべく、ガイドライン作成、情報提供、技術的援助等を実施する。その際、弁護士を使用した苦情処理システム（原子力損害賠償紛争解決センター等）の知識と経験（法的拘束力がない等の課題を含む）を活用する。

以上